

10月は「消費者月間」です

高齢者のみなさん
その契約、大丈夫ですか？

あやしいと思ったら、消費者相談窓口まで相談ください

昨年、認知症の姉妹が被害を受けた悪質住宅リフォーム問題は記憶に新しいところです。平成17年度に三鷹市消費者活動センター・消費者相談窓口で受けた相談総数に占める60歳以上の方の割合は24.4%で、悪質商法による高齢者の方の被害数、被害金額は増加するばかりです。

「私は大丈夫」と思っている、悪質業者は巧みな言葉で近づいてきます。相談窓口へ寄せられたケースをご紹介します。

利殖商法

「金相場が値上がりしている」、今投資すれば必ず儲かる」と電話がありました。銀行の金利も安く、預けているより投資に使った方がいいかと思ひ、説明もよく分からないうまま金相場の契約をしてしまいました。最初の1カ月は儲かっていましたが、間もなく状況が悪くなり、追加の出資を求められ、応じてしまいました。何度も終わりにしたいと言っているのに拒否され、困っています。

展示会商法

着物の展示会の案内が届きました。暇なので見るだけと思ひ、展示会に行ってみましたが、販売員に反物を肩からかけられ、「大変お似合いです」と言われ、断り切れず、



原野商法

40年前に地方に別荘地を購入しました。転売したいと思っていたのですが、バブル期にもかかわらず売れず、そのまま放置していました。最近業者が訪問し、買値を見つけてくるので、測りてはどうか言ってきた。数十万円を支払い、測量してもらいました



が、いまだに買い手がみつかりません。業者に連絡しても電話がつかない状態。だまされたような気がしてなりません。

高齢者のみなさんは「用心！優しい言葉に」注意を

契約してしまいました。その後同じ販売店から旅行に招待され、この前着物を買ったからもう買われることはないだろうと思ひ、旅行に参加したところ、帯を買う羽目になってしまいました。

昼間、家に一人居ることが多い、高齢者は訪問販売などの被害に遭いやすいといえます。事業者は優しい言葉や、親切な態度で高齢者の心のすき間に入り込みます。そして健康や住んでいる家の耐久性など、高齢者の方が目こぼ不安に感じていることにつけ込み、契約に持ち込むのです。



判断能力が十分でない場合は成年後見制度を活用しましょう

認知症などで判断能力が十分でない方が悪質商法などの被害に遭つケースがあります。成年後見制度とは、一方

的に自分に不利な契約を結ばないよう、事前に定められた人が、本人の判断力を補い、保護する制度です。判断能力が衰えたときに備え、あらかじめ任意後見人を決め、公正証書による契約を行う「任意後見制度」と、すでに判断能力が衰えてしまったときに本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長などが家庭裁判所に後見人などを選任する「法定後見制度」の2種類あります。



付いた時には、消費者相談窓口へ相談するよう声をかけてあげてください。相談は本人からされるのが原則です。訪問販売などで契約した場合は、クーリング・オフ制度があります。書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で解約できます(すべての契約がクーリング・オフできるというわけではありません)。もしクーリング・オフ期間を過ぎてしまった場合であっても、契約の過程などに問題があれば、必要に応じて事業者との間であっせんなどを行うこともできます。

各種相談窓口

- 成年後見制度 権利擁護センター みたか ☎46 12003
- 家庭裁判所(八王子支部) ☎0426 42 5195
- 東京都消費生活総合センター 高齢者被害110番 ☎03 32235 3366
- (平成18年4月より開設) 高齢消費見守りホットライン ☎03 32235 1334
- (平成18年4月より開設) 消費生活一般 ☎03 32235 1155
- 架空請求110番 ☎03 32235 2400

- 「しごと」の相談窓口を開設
- 「しごと」に関わる相談、健康相談を受け付けます。市民向け内職相談も同時開催
- 10月2日(月)午前10時~午後0時30分 産業プラザで、当日、直接会場へ。
- 生活経済課 ☎2543
- 壊れた「おもちゃ」を修理します！
- 三鷹市消費者活動センター 運営協議会主催、一部有料、開催場所および日時、消費者活動センター 10月4日(水)・18日(水)、リサイクル市民工房 10月14日(土)・28日(土)、同センター 10月13日(金)・14日(土)、井の頭コミュニティセンター 10月21日(土)・22日(日)、は午後1時~3時、は午前10時~午後3時
- 同協議会 ☎41 0510
- みたかフリーマーケット開催
- 10月14日(土)午前10時~午後2時30分、市役所中庭で、雨の場合は15日(日)に順延、開催の有無は午前7時以降に市役所へ問い合わせを、出店者はすでに決定済、当日、直接会場へ。
- 消費生活係 ☎2545
- 外国特許出願費用助成のご案内
- 中小企業などの方に出願手数料などの助成を行います。
- 10月6日(金)・13日(金)に所定の申請書にて申し込む。
- くわしくは東京都知的財産総合センター ☎03 38332 3656へ。

- 1万2千円、教材費1千785円、タイピングを覚えよう 10月18日・25日の水曜日午後7時~9時30分、受講料5千円、教材費800円、いずれも産業プラザで。
- いずれも事前に住所・氏名(ふりがな)・年代・郵便番号・ファックス番号・電話番号・パソコン経験を同社 ☎49 669・☎40 9750へ伝え申し込む。
- 脳にe-トレーニング教室 簡単なパソコン操作と手足の運動で脳と身体を鍛えます。
- 10月7日、28日の毎週土曜日、キッズクラス(小学3年生~中学1年生対象) A 午前9時~10時40分、同 B 午後3時~4時40分、ミドルクラス(40~50代対象) 午前11時~午後0時40分、シニアクラス(60歳以上対象) 午後1時~2時40分、いずれも産業プラザで、受講料各クラス6千500円。
- は同一内容のため振替受講も可。
- くわしくは(株)アフィンを ☎5460・☎class@afin-sports.com・http://afin-sports.com/partner/へ。
- 東京都訪問介護員2級養成研修(通信課程) 受講者募集
- 対象は多摩地区在住の60、64歳で研修終了後に就業する意思のある方。
- 11月10日(金)・平成19年3月24日(土)、通学、施設実習もあり、研修費用1万4千円程度。
- 10月19日(木)(必着)までに往復はがきに研修希望・住所・氏名・生年月日・年齢を記入し(財)東京しごと財団 ☎102 0072千代田区飯田橋3 103へ申し込む(申込多数の場合は抽選)。
- 同財団シルバー人材課 ☎03 5211 2326

第36回 三鷹市みんなの消費生活展

安全なくらしのために
もったいない!を活かそう

三鷹市みんなの消費生活展実行委員会・市主催。

10月13日(金)・14日(土)
午前10時~午後4時(14日は午後3時まで)
消費者活動センターで。
▶当日、直接会場へ。

来て!見て!参加して!!
さまざまな催しをみなさんをお待ちしています

専門相談員による年金相談会/生活用品活用市/手づくりを楽しみましょう/着物リフォームドレス展示/陶磁器リサイクル回収(ガラス・土鍋除く不要な陶磁器をお持ちください)/マイバッグほか手づくりコーナー/包丁研ぎ/耐震相談/おもちゃの病院/石けんで換気扇掃除/スタンプラリー/市内産野菜直販(14日のみ)

参加協力団体
全日本年金者組合武蔵野・三鷹支部、消費者活動センター運営協議会、手づくりにじの会、大沢住民協議会厚生部会生活教室、三鷹市消費者の会、新日本婦人の会、コープとうきょう三鷹市コープ会、三鷹婦人会議、生活クラブ生協まちみたか、三鷹市消費生活モニター友の会、建設ユニオン多摩東支部、北多摩中央医療生活協同組合、三鷹市野菜直販協議会、東京都計量検定所ほか

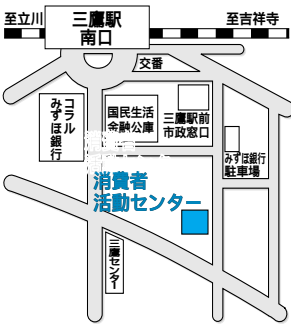
当日、センターに自転車は置けません。「すずかけ駐輪場(3時間まで無料)」などをご利用ください。

【消費者月間記念講演会】~食育について~
▶10月23日(月)午前10時~正午、同センターで。講師は赤堀料理学園副校長で管理栄養士、フードコーディネーターの赤堀博美さん。
▶10月2日(月)午前9時から同センター ☎43-7874へ電話で申し込む。先着40人。

三鷹市消費者相談窓口

☎47 9042

▶月~金曜日(祝日を除く)午前10時~午後4時(正午~午後1時を除く)
▶下連省3 22 7(消費者活動センター内)



専門の消費者相談員が契約や訪問販売のトラブル、購入品の品質、安全性などの消費生活上の相談を受け付けています。